

奈良県公共施設等総合管理計画

平成28年3月
(平成30年9月改定)
奈良県

はじめに

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、本県行政を取り巻く社会情勢は大きく変化し、また県民ニーズは多様化、高度化している。同時に、限られた財源の中で、効率的・効果的な行財政運営が求められている。

こうした中で、高度経済成長期に建設された多くの施設が老朽化し、改修、更新（建替え、取替え）の時期を迎えるなど、公共施設やインフラ施設などを維持していく環境は厳しさを増し、県民が求める行政サービスを持続的に提供していくためには、これらの施設を質的にも量的にも最適な状態で利活用する必要がある。

本県では、県立高校の再編を契機として、平成20年から県有資産の活用や処分について積極的に取り組んでおり、インフラ施設の長寿命化にも取り組んできた。また、平成25年からは、経営的な視点で県有資産を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントの考え方を本格的に導入し、より効率的な運営により、コストの平準化と県民満足度の向上を図る取組を進めているところである。

今後、本県では高齢化及び人口減少が全国より速いスピードで進行すると予測され、公共施設にあっては、利用者の減少などを考慮したマネジメントを行う必要がある。低利用な施設の増加に対して、これまでも積極的に活用や処分に取り組んできたところであるが、さらに、環境への配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進による利便性の向上等といった社会的なニーズへの対応も求められている。

また、インフラ施設にあっては、これまでの建設中心の取組から、計画的かつ効率的に管理、活用していく取組に軸足を移すことで、経済の活性化や安全安心な社会の構築を推進することが求められている。

このような状況から、本県ではこのたび「奈良県公共施設等総合管理計画」を策定した。この計画では、施設の現状と課題を明らかにし、今後取り組むべき施策の基本方針を定め、計画的な更新・長寿命化による財政負

担の軽減や、統廃合等による施設の最適利用を図ることとしている。

今後は、この計画を着実に実行し、地方創生、国土強靱化に資することを目指していく。

目次

■第1章 計画の概要	1
1.1 背景と目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 対象資産	2
(1)公共施設	3
(2)インフラ施設	5
1.4 計画期間	6
1.5 目標	7
■第2章 現状と課題	8
2.1 県人口の推移	8
2.2 財政状況	10
2.3 公共施設等の現状と課題	12
(1)公共施設	12
①公共施設の施設分類別の延床面積等	12
②公共施設の建築年別の推移	15
③公共施設の改修・更新費用見込み	16
(2)インフラ施設	18
①道路	18
②河川	20
③砂防	22
④下水道	23
⑤公園	25
⑥ヘリポート	26
⑦上水道	26
⑧治山	28
⑨土地改良施設	29
⑩交通安全施設	31

■第3章 基本的な方針	33
3.1 全体的な取組(ファシリティマネジメント)	33
3.1.1 長寿命化・耐震化の推進	34
3.1.2 保有総量最適化	34
3.1.3 県有資産の有効活用	34
3.2 具体的な取組と個別の方針	35
3.2.1 公共施設	35
(1)資産評価(見える化)	36
(2)公共施設の実施方針	39
①点検等の実施方針	39
②維持管理・更新等の実施方針	39
③安全確保の実施方針	40
④耐震化の実施方針	40
⑤長寿命化の実施方針	41
⑥資産活用方針	42
ア 統廃合の実施方針	42
イ まちづくりへの活用方針	43
ウ 民間活用方針	44
⑦売却・貸付等の実施方針	44
⑧予算管理に関する実施方針	45
(3)公共施設の類型ごとの実施方針	45
①庁舎系施設	46
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	47
イ 耐震化の実施方針	47
ウ 長寿命化の実施方針	47
エ 有効活用の実施方針	47
②研究・検査施設	48
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	48
イ 耐震化の実施方針	48
ウ 長寿命化の実施方針	49
エ 有効活用の実施方針	49
③集客系施設	49
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	49
イ 耐震化の実施方針	50
ウ 長寿命化の実施方針	50

エ 有効活用の実施方針	50
④教育施設	51
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	52
イ 耐震化の実施方針	52
ウ 長寿命化の実施方針	52
エ 有効活用の実施方針	52
⑤社会福祉施設	53
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	53
イ 耐震化の実施方針	54
ウ 長寿命化の実施方針	54
エ 有効活用の実施方針	54
⑥住居系施設	54
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	55
イ 耐震化の実施方針	55
ウ 長寿命化の実施方針	55
エ 有効活用の実施方針	56
⑦警察施設	56
ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針	57
イ 耐震化の実施方針	57
ウ 長寿命化の実施方針	57
エ 有効活用の実施方針	58
⑧防災の拠点となる施設	58
3. 2. 2 インフラ施設	61
(1)メンテナンスサイクルの構築	61
(2)インフラ施設の実施方針	61
①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	61
②基準類の整備に関する実施方針	61
③情報基盤の整備と活用に関する実施方針	61
④新技術の活用に関する実施方針	62
⑤予算管理に関する実施方針	62
⑥体制の構築に関する実施方針	62
⑦個別施設計画の策定に関する実施方針	62

(3)インフラ施設の類型ごとの実施方針	62
①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート	62
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	63
イ 基準類の整備に関する実施方針	63
ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針	63
エ 新技術の活用に関する実施方針	63
オ 予算管理に関する実施方針	64
カ 体制の構築に関する実施方針	64
キ 個別施設計画の策定に関する実施方針	64
②上水道	64
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	64
イ 基準類の整備に関する実施方針	65
ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針	65
エ 新技術の活用に関する実施方針	65
オ 予算管理に関する実施方針	65
カ 体制の構築に関する実施方針	66
キ 個別施設計画の策定に関する実施方針	66
③治山	66
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	66
イ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針	67
ウ 予算管理に関する実施方針	67
エ 体制の構築に関する実施方針	67
オ 個別施設計画の策定に関する実施方針	67
④土地改良施設	68
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	68
イ 基準類の整備に関する実施方針	68
ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針	68
エ 新技術の活用に関する実施方針	68
オ 予算管理に関する実施方針	68
カ 体制の構築に関する実施方針	69
キ 個別施設計画の策定に関する実施方針	69
⑤交通安全施設	69
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	69
イ 基準類の整備に関する実施方針	70
ウ 情報基盤の整備に関する実施方針	70
エ 新技術の整備と活用に関する実施方針	70

オ	予算管理に関する実施方針	71
カ	体制の構築に関する実施方針	71
キ	個別施設計画の策定に関する実施方針	71
■	第4章 推進体制	72
4.1	推進組織	72
4.2	情報管理・共有方策	73
(1)	公共施設	73
(2)	インフラ施設	73
①	道路	73
②	下水道	73
③	公園	74
④	上水道	74
⑤	土地改良施設	74
4.3	他団体との連携	75
(1)	公共施設	75
①	市町村との連携	75
②	国との連携	75
(2)	インフラ施設	76
①	道路施設の維持管理における連携	76
②	河川施設の維持管理における連携	77
③	道路施設の長寿命化対策における連携	78
④	受水市町村との連携	78
⑤	土地改良施設における他団体との連携	79

■参考資料

公共施設一覧表(平成27年4月1日現在)